

平成27年 第6回
福島町教育委員会会議案

日 時 平成27年6月2日(火)
午後6時10分
場 所 福島町役場2階庁議室

福島町教育委員会

平成 2 7 年 第 6 回 福 島 町 教 育 委 員 会 会 議 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	福島町立学校評議員の委嘱について	1
議案第 2 号	福島町教育委員会外部評価委員の委嘱について	2
議案第 3 号	福島町学校給食センター運営委員の委嘱について	3
議案第 4 号	福島町スポーツ推進委員の委嘱について	4
議案第 5 号	福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	5

議案第 1 号

福島町立学校評議員の委嘱について

福島町立学校評議員を次のとおり委嘱したいので、意見を求めます。

平成 27 年 6 月 2 日提出

福島町教育委員会
教育長 盛 川 哲

記

任 期 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（1 年間）

学 校 名	氏 名	区 分	備 考
福島小学校	木 村 修	地域代表	再 任
	平 野 雄 輝	保護者代表	新 任
	後 藤 暁 子	卒業生代表	新 任
吉岡小学校	竜 川 久美子	地域代表	再 任
	本 庄 丈 晴	保護者代表	再 任
	石 倉 正 史	卒業生代表	再 任
福島中学校	堀 耕 一	地域代表	新 任
	木 村 互 哉	保護者代表	再 任
	山 田 正 宏	卒業生代表	新 任

議案第 2 号

福島町教育委員会外部評価委員の委嘱について

福島町教育委員会外部評価委員を次のとおり委嘱したいので、意見を求めます。

平成 2 7 年 6 月 2 日提出

福島町教育委員会
教育長 盛 川 哲

記

任 期 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日（1 年間）

氏 名	備 考
木 村 修	再 任
平 野 雄 輝	新 任
後 藤 暁 子	新 任
竜 川 久美子	再 任
本 庄 丈 晴	再 任
石 倉 正 史	再 任
堀 耕 一	新 任
木 村 互 哉	再 任
山 田 正 宏	新 任

議案第 3 号

福島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

福島町学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱したいので、意見を求めます。

平成 27 年 6 月 2 日提出

福島町教育委員会
教育長 盛 川 哲

記

任 期 平成 27 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日（2 年間）

区 分	氏 名	備 考
福島小学校	高 橋 伸 夫	再 任
	西 田 篤 司	新 任
	住 吉 めぐみ	新 任
吉岡小学校	鷲 田 里方子	再 任
	松 村 江身子	新 任
	川 口 いづみ	再 任
福島中学校	信 田 博 之	再 任
	佐 藤 友 美	再 任
	山 本 博 美	新 任

議案第4号

福島町スポーツ推進委員の委嘱について

福島町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱したいので、意見を求めます。

平成27年6月2日提出

福島町教育委員会
教育長 盛川 哲

記

1. 委員の委嘱

氏名	発令年月日	任期	備考
保坂裕司	平成27年4月1日	平成28年3月31日	福小教諭

2. 委員の解職

氏名	発令年月日	事由	備考
福島秀三	平成27年3月31日	校内担当変更による	福小教諭

議案第 5 号

福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 22 年福島町教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する要綱を定める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

福島町教育委員会
教育長 盛 川 哲

記

福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
(別紙のとおり)

平成27年6月2日

福島町教育委員会 教育委員長 平 沼 竜 平

福島町教育委員会訓令第3号

福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年福島町教育委員会訓令第2号）の一部を次のとおり改正する。

〔 改正前 〕				〔 改正後 〕			
別表1（第2条関係） 私立幼稚園就園奨励費補助金の限度額				別表1（第2条関係） 私立幼稚園就園奨励費補助金の限度額			
【1人就園及び兄・姉が幼稚園児の場合】				【1人就園及び兄・姉が幼稚園児の場合】			
区 分		補助限度額		区 分		補助限度額	
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	308,000円	①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>199,200</u> 円	<u>253,000</u> 円	②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>272,000</u> 円	<u>290,000</u> 円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯	年額 115,200円	211,000円	③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯	年額 115,200円	211,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 62,200円	185,000円	④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 62,200円	185,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000円	上記区分以外の世帯		—	154,000円
【兄・姉が小学校1～3年生の場合】				【兄・姉が小学校1～3年生の場合】			
区 分		補助限度額		区 分		補助限度額	
		小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	308,000円	①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>253,000</u> 円	308,000円	②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>290,000</u> 円	308,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯	年額 211,000円	308,000円	③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯	年額 211,000円	308,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 185,000円	308,000円	④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円	308,000円	上記区分以外の世帯		年額 154,000円	308,000円
注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。 2. 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入） 3. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。 4. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。				注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。 2. 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入） 3. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。 4. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。			

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（別紙）